

## 中間前金払制度の導入について

公共工事の適正な履行確保と建設事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として、令和3年4月1日から「中間前金払制度」を導入します。

### 1 制度の概要

中間前金払制度は、土木建築に関する工事において、契約締結時の前払金(契約金額の40%以内)に加えて、施工の中間時期に一定の要件を満たしている場合は、契約金額の20%以内を追加して支払うことができる制度です。

### 2 対象となる工事

契約金額 500 万円以上(消費税額等を含む。)の土木建築に関する工事(部分払の対象となっている工事を除く。)で、既に前払金の支払いがなされていることが条件となります。

### 3 中間前払金の使途

前払金と同様に中間前払金に関する保証契約に定める範囲内で当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。

### 4 認定要件

中間前金払の認定を受けるためには、次の要件を全て満たすことが必要となります。

- (1) 前払金(請負代金額の40%以内)の支払いを受けていること。
- (2) 工期の2分の1に相当する期間を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が完了していること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費(出来高)が請負代金額の2分の1以上の額に相当すること。

### 5 支払いの条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定に基づく保証事業会社の中間前払金に関する保証証書を添付した上で請求を行うことが条件となります。

## 6 認定申請手続き

- (1) 受注者は、中間前金払の認定申請をしようとするときは、認定要件を全て満たしているかを確認の上、発注者(工事担当課)に下記の書類を提出します。
  - ・中間前金払認定請求書兼認定調書(様式1) 2部
  - ・工事履行状況報告書(中間前金払認定申請用)(様式2) 1部
- (2) 発注者(工事担当課)は、中間前金払認定請求書兼認定調書(様式1)の提出があったときは、提出書類に基づき、対象となる工事であり、認定要件を全て満たしているかを審査の上、速やかに(原則7日以内)に認定します。
- (3) 発注者(工事担当課)は、審査の結果、対象となる工事であり、認定要件を全て満たしている場合は、中間前金払認定請求書兼認定調書(様式1)の1部を交付します。
- (4) 中間前金払認定請求書兼認定調書において認定要件を全て満たしていることを認められた受注者は、保証事業会社に対して中間前払金に関する保証の申込みを行います。
- (5) 保証事業会社は、書類確認等の審査を行った後、中間前払金に関する保証証書及び保証約款を受注者に対して発行します。
- (6) 受注者は、中間前払金請求書(様式3)に、保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書(原本)及び保証約款を添付して発注者(工事担当課)に請求します。
- (7) 発注者(工事担当課又は会計担当課)は、受注者に当該請求があった日から起算して14日以内に中間前払金を支払います。

## 7 その他

- (1) 令和3年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用します。
- (2) 出来高等の認定に当たり、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費(出来高)が請負代金額の2分の1以上の額と分かる根拠となる任意の資料(工事写真等)の提出を求める場合があります。
- (3) 中間前金払制度では中間検査は行いませんので、工事検査関係書類の提出は不要です。
- (4) 算出した金額に10万円未満の端数があるときは、切り捨てます。

## 8 保証手続きの流れ

